

任意の構造計算適合性判定実施要領

3 任意判定の対象となる建築物

本要領に基づく任意判定の対象となる建築物又は建築物の部分は、表1の左欄に掲げる対象法令に基づき認定等を行う同表中欄に掲げるもののうち、法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要するものとする。

表1

	対象法令及び条文	対象となる建築物（建築物の部分）	所管行政庁等
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項	耐震改修計画の認定を受ける建築物	長野県 (特定行政庁)
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項	特定建築物の建築等の計画の認定を受ける建築物 注1)	長野県 (特定行政庁)
3	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第5条第1項	建替計画の認定を受ける建築物	長野県 (特定行政庁)
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項	長期優良住宅の認定を受ける建築物 注2)	長野県 (特定行政庁)
5	建築基準法第85条第5項	仮設興行場等の仮設建築物の許可を受ける建築物	長野県 (特定行政庁)
6	建築基準法第86条の7第1項	既存建築物に対する制限の緩和の適用を受ける建築物	建築主事及び 指定確認検査機関
7	建築基準法第86条の8第1項	全体計画認定を受ける建築物	長野県 (特定行政庁)

注1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定にあつては、同条第4項の規定に基づき、申し出があつた場合に限る。

注2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定にあつては、同条第2項の規定に基づき、申し出があつた場合に限る。